

社会福祉法人なぎ 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人なぎ（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、その費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- （1） 評議員選任・解任委員会
- （2） 評議員会
- （3） 理事会
- （4） 監事監査
- （5） 所轄庁が実施する指導監査への立会

2 費用弁償の額については、別に定める役員等費用弁償規程に基づき支払うものとする。

（改廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。